コーポレートガバナンス
CORPORATE GOVERNANCE

2016年11月30日

株式会社デザインワン・ジャパン
代表取締役社長　高畠靖雄
問合せ先：　経営管理本部 経理財務部　03-6421-7438
証券コード：6048
http://www.designone.jp

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ．コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

１．基本的な考え方

当社は、効率的で健全な、透明性の高い経営により社会的信頼の向上を目指すために、コーポレート・ガバナンスの強化を経営上の重要な課題の一つとして位置付け、組織体制や仕組みを整備し、必要な施策を実施してまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

【補充原則１－２－４　議決権行使プラットフォーム利用、招集通知の英訳】

機関投資家及び海外投資家を含めた株主が議決権行使を行いやすい環境を提供することは必要であると認識しておりますが、現在の当社の株主構成等からその必要性・緊急性が低いと認識しているため、議決権電子行使プラットフォーム利用や招集通知の英訳を行っておりません。今後の株主構成の変化等の状況に応じて対応を行っていきたいと考えております。

【補充原則３－１－２　英語での情報開示・提供】

当社株主に占める海外投資家の比率を踏まえた費用対効果の観点から、その必要性・緊急性が低いと認識しているため、全ての開示情報についての英語での情報の開示・提供は行っておりませんが、特に投資家にとって有用と思われる開示情報については英語での開示を行っております。今後も、海外投資家の比率等の変化推移を踏まえ、英語での更に積極的な対応を行っていきたいと考えております。

【補充原則４－10－１　任意の諮問委員会の設置】

任意の諮問委員会等は設置しておりませんが、2名の社外取締役から、取締役の指名及び報酬に係る事項のみならず、その高い専門的知識と経験を活かして様々な事項について取締役会や各取締役に関する忌憚ない意見・助言を得ており、それにより取締役会の独立性・客観性の強化を図っております。

【補充原則４―11－３　取締役会全体の実効性についての分析・評価】

当社は従来、社外取締役及び社外監査役の意見等を参考にしつつ、取締役会事務局を中心に取締役会の機能向上に努めてまいりましたが、現時点において取締役会全体の実効性についての分析・評価を実施するまでには至っておりません。各取締役の自己評価手法の導入等を含めた分析・評価手法及び結果の概要の開示については、今後さらに検討してまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】

【原則１－４　いわゆる政策保有株式】

当社は、取引先との安定的・長期的な取引関係の構築、業務提携、取引の維持・強化等の観点から、当社の中長期的な企業価値向上に資すると認められる場合を除き、原則として政策保有株式を保有しないことを基本方針といたします。なお、現時点において、政策保有株式は保有しておりません。

【原則１－７　関連当事者取引】

当社は、役員及び役員が実質的に支配する法人との取引を行う場合は、当該取引が会社や株主共同の利益等を害することの無いよう、取締役会での審議・決議を要することとしております。なお、当社の全役員に対し、関連当事者取引の有無に関する確認調査を定期的に実施することを通して、関連当事者間の取引を管理する体制を構築しており、現時点において、関連当事者取引は行われておりません。

【原則３－１　情報開示の充実】

(1)会社の経営理念、経営戦略及び経営計画

当社の経営理念や経営戦略等を、当社ホームページ、決算説明資料等にて開示しております。

(2) コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針

コーポレートガバナンスに関する基本方針を、コーポレートガバナンスに関する報告書及び有価証券報告書にて開示しております。

(3)取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続

各取締役の報酬額は、株主総会にて決議された報酬総額の枠内で、各人の実績についての代表取締役との面談を踏まえて、翌期の職責、経営内容や経済情勢、世間相場、使用人給与とのバランス等を考慮した上で、取締役会決議による委任に基づき代表取締役が決定しております。

(4) 取締役会が経営陣幹部の選任と取締役・監査役候補の指名を行うに当たっての方針と手続

経営陣幹部の選任と取締役候補者の指名を行うにあたっては、各人の能力、経験、見識などを総合的に勘案し、全社的立場に立ちその職務と責任を全うできる適任者を取締役会において決定しております。監査役候補者の指名については、監査役会の同意を得た上で、財務・会計に関する知見や経営等に関する知見を有し、その専門的見地から当社の監査役の役割を充分に果たして頂ける方を候補者とする選任議案を取締役会にて決議しております。

(５) 取締役会が上記(４)を踏まえて経営陣幹部の選任と取締役・監査役候補の指名を行う際の、個々の選任・指名についての説明

経営陣幹部及び取締役・監査役候補の個々の選任・指名の説明については、経歴等を株主総会参考書類に記載しております。なお、監査役候補については監査役会の同意を得るものとしております。

【補充原則４－１－１　取締役会から経営陣に対する委任範囲の概要】

取締役会は、法令・定款の定めにより決定すべき事項のほか、「取締役会規程」に基づく重要な業務執行の意思決定を行っており、取締役会が決定する事項以外の意思決定については「職務権限規程」に基づき経営陣に委任しております。

【原則４－９　独立社外取締役の独立性判断基準及び素質】

当社は、会社法及び東京証券取引所が定める独立性基準を当社の独立性判断基準としておりますが、これら基準を充たしていることに加え、経営者や業務執行取締役等がいる取締役会の場において、一般株主の利益を配慮しつつ率直に疑問を呈し議論を行える「精神的独立性」を有する人物を独立社外取締役として選定することとしております。

【補充原則４－11－１　取締役会の知識・経験・能力のバランス、多様性及び規模に対する考え方】

取締役会は、取締役会全体としての知識・経験・能力のバランスや多様性を確保するため、専門知識や経験等のバックグラウンドの異なる多様な取締役・監査役で構成しております。取締役には当社事業に精通した人材を内部登用する一方で、経営者・専門家としての豊富な経験と高い見識を有した人材を社外取締役として選定しております。２名の社外取締役を含む取締役５名という現時点における取締役の員数は適切なものであると考えております。なお、監査役会は、常勤監査役１名及び社外監査役２名を含む３名で構成され、監査体制の強化を図っております。

【補充原則４―11－２　取締役・監査役の他の上場会社の役員の兼任状況】

当社では、取締役候補者及び監査役候補者、並びに取締役及び監査役の重要な兼職の状況を株主総会参考書類及び事業報告、並びに有価証券報告書において開示しております。なお、当社の取締役及び監査役は、他の上場会社の社外役員を兼任しておりません。

【補充原則４－14－２　取締役・監査役のトレーニング方針】

当社では、取締役・監査役が自らの役割を充分に果たすべく、独自の判断で業務及び取締役・監査役としての必要な知識の習得を行うこととし、その費用について当社が支援を行っております。

【原則５－１　株主との建設的な対話に関する方針】

(１)基本的な考え方

当社は、持続的な成長と中長期的な企業価値向上のためには、株主・投資家との対話を通じ、長期

的な信頼関係を構築することが重要であると考えております。そのためIR活動は、代表取締役をトップとして担当部署が行っております。

(2)株主との対話全般を統括する取締役の指定及び対話を補助する社内部門の有機的な連携のための方策

株主・投資家との対話については、IR担当取締役が統括するとともに、担当部署である経営管理本部を管掌し、日常的な部署間の連携を図り株主・投資家との対話の充実を図っております。

(3)個別面談以外の対話の手段

株主・投資家との建設的な対話を図るため、法定開示及び適時開示に加え、当社の活動に関する有用な情報についても積極的に開示しております。

アナリスト・機関投資家に対しては決算説明会を定期的に開催し、代表取締役自らが説明・回答することを基本方針とし、個人投資家に対しては、株主総会において充分な質疑の時間をとるほか、不定期であるものの個人投資家向け説明会を開催しております。

(4)フィードバックのための方策

IR担当取締役は、株主との対話を通じて把握した意見は、取締役会において適宜共有しております。

(5)インサイダー情報の管理に関する方策

株主との対話の際には、IRポリシーに基づいて情報の管理を適切に行い、インサイダー情報を伝達しないよう留意しております。

2．資本構成

外国人株式保有比率	10%未満

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
高畠 靖雄	2,320,000	31.05
株式会社ティーエーケー	1,197,000	16.02
高畠 昭雄	740,000	9.90
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	526,800	7.05
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	336,200	4.50
高橋 慧	208,500	2.79
田中 誠	200,000	2.67
株式会社光通信	149,300	1.99
GOLDMAN SACHS INTERNATIONAL	120,037	1.60
THE BANK OF NEW YORK 133652	82,600	1.10

支配株主名	高畠　靖雄

親会社名	なし
親会社の上場取引所	―

補足説明

―

３．企業属性

上場予定市場区分	東京　第一部
決算期	８月
業種	サービス業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100 人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100 億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10 社未満

４．支配株主との取引を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

支配株主と取引を行う場合は、その取引に合理性があるか、また、取引条件は他の外部取引と比較して適正であるかなどに特に留意しつつ、監査役会による監視・監督のもと、会社法の定めに従い、取締役会において決議を行い、当社及び少数株主に不利益が生じないよう法令・規則を遵守し、適切に対応してまいります。

５．その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

該当事項はありません。

Ⅱ．経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

１．機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役会設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	８名
定款上の取締役の任期	１年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	５名
社外取締役の選任状況	選任している

社外取締役の人数	２名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	２名

会社との関係(１)

氏名	属性	会社との関係(※１)									
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
武内　智裕	他の会社の出身者											
高木　友博	学者											

※１　会社との関係についての選択項目

a.上場会社又はその子会社の業務執行者

b.上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c.上場会社の兄弟会社の業務執行者

d.上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e.上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f.上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g.上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）

h.上場会社の取引先（d、e 及び f のいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）

i.社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）

j.上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）

k.その他

会社との関係(２)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
武内　智裕	○	－	関連業界における経営者としての豊富な経験と幅広い見識に基づく他の取締役の監督、及び取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言が期待できるため、社外取締役に選任しております。また、一般株主との利益相反が生じるおそれがないと判断したため、独立役員として指定しております。
高木　友博	○	－	一般企業での勤務経験及び大学教授としての豊富な経験と幅広い見識に基づく他の取締役の監督、及び取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助

			言・提言が期待できるため、社外取締役に選任しております。また、一般株主との利益相反が生じるおそれがないと判断したため、独立役員として指定しております。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし

【監査役関係】

監査役会設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	４名
監査役の人数	３名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役は内部監査に立会い、内部監査担当者と共同して対象部門に対してヒアリング等を実施する、あるいは内部監査担当者から内部監査の結果について、その都度報告を受けるなど、内部監査担当者と連携を密にしております。また、会計監査人から期初に監査計画、期末後に監査の実施状況等に関し説明を受けるほか、必要に応じて意見交換、情報交換等を行っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	３名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	１名

会社との関係(１)

氏名	属性	会社との関係(※１)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
工藤　耕二	他の会社の出身者													
石田　史朗	税理士													
鎌田　智	弁護士													

※１　会社との関係についての選択項目

a.上場会社又はその子会社の業務執行者

b.上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与

c.上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

d.上場会社の親会社の監査役

e.上場会社の兄弟会社の業務執行者

f.上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

g.上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

h.上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

i.上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）

j.上場会社の取引先（f、g 及び h のいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）

k.社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）

l.上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）

m.その他

会社との関係(２)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
工藤　耕二	○	－	過去において証券会社及び事業会社で株式公開の業務に従事し、同業務の経験を通じて監査役の職務についても幅広い知見を有していること、及び社内経営陣と独立した関係にあることから社外監査役に選任しております。また、一般株主との利益相反が生じるおそれがないと判断したため、独立役員として指定しております。
石田　史朗		－	税理士の資格を有し、財務及び会計の専門家としての見地で適切な監査をして頂けるものと判断し社外監査役に選任しております。
鎌田　智		－	弁護士の資格を有し、法律の専門家としての見地で適切な監査をして頂けるものと判断し社外監査役に選任しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数	３名

その他独立役員に関する事項

－

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	ストックオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明

当社の業績向上に対する意欲や士気を高めることを目的として導入しております。

ストックオプションの付与対象者	社外取締役,従業員

該当項目に関する補足説明

当社の業績向上に対する意欲や士気を高めることを目的として導入しております。

【取締役報酬関係】

開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

報酬等の総額が１億円以上である者が存在しないため、記載しておりません。取締役及び監査役の報酬は、それぞれ総額で開示しております。

報酬額又はその算定方法の決定方針の有無	あり

報酬額又はその算定方法の決定方針の開示内容

役位や会社に対する貢献度等を勘案し、株主総会が決定する報酬総額の限度内において取締役会決議に基づき決定しております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役及び社外監査役へのサポートは、経営管理本部 人事総務部が行なっております。
取締役会の資料は、原則として事前配布を行い、社外取締役及び社外監査役が十分に検討する時間を確保するとともに、必要に応じて事前説明を行なっております。

２．業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

（取締役会）
取締役会は、取締役５名（うち社外取締役２名）で構成され、当社の業務執行について決定し、取締役の職務の執行を監督する機能を有しており、毎月１回定時に開催するとともに、必要に応じて、臨時取締役会を機動的に開催するなど、迅速かつ的確な意思決定を行っております。

（監査役会・監査役）
監査役会は監査役３名、全て社外監査役で構成され、毎月１回定時取締役会と同日に開催しており

ます。監査役は株主総会や取締役会に出席するとともに、取締役、会計監査人から報告を受けるなどの法律上の権利を行使しております。また、常勤監査役はこれらの権利行使に加え、内部監査への立会のほか、テーマを設定して各種業務監査を実施しております。各監査役は、それぞれの経験と知見、職業倫理に基づき、その高い独立性と専門的な見地から、ガバナンスのあり方やその運営状況を監視し、取締役の職務の執行を含む日常的活動の監査を実施しており、当社の企業統治の有効性を高めることに寄与しております。

（リスク・コンプライアンス委員会）
リスク・コンプライアンス委員会は、常勤取締役３名及び常勤監査役１名で構成され、３カ月に１回以上、原則として取締役会と同日に開催されております。同委員会は、リスク管理とコンプライアンスの推進・強化を図るため、リスクあるいはコンプライアンス上の重要な問題を審議し、その結果を取締役会に適宜報告しております。また、コンプライアンス体制を定着させるため、研修等の活動に取り組んでおります。

（会計監査人）
当社は、有限責任監査法人トーマツと監査契約を締結し、会社法及び金融商品取引法に基づく監査を受けており、監査が適切に実施されております。

３．現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、意思決定に対する監視機能の強化、コンプライアンス体制の確立、内部統制システムの充実・強化を図る一方で、迅速な意思決定を行うことができる体制の確保、ステークホルダーとの良好な関係の構築を実現するため、現状のコーポレート・ガバナンス体制を採用しております。

Ⅲ．株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

１．株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	当社は、株主の議決権行使における議案の検討を十分に行なって頂くため、決算業務の早期化を図り、招集通知作成の早期化等の社内体制の整備に取り組んでおります。
集中日を回避した株主総会の設定	当社は決算期が８月であることから、定時株主総会は集中日を回避した開催日の設定が可能となっております。
電磁的方法による議決権の行使	今後検討してまいります。

２．IR に関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	株主･投資家をはじめとする全てのステークホルダーの皆様に、当社の経営方針、事業活動、財務情報等に関する情報を分かりやすく公平かつ適時適切に提供する方針です。なお、ディスクロージャーポリシーを当社ホームページに掲載しております。	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	個人投資家向け説明会を不定期では開催しておりますが､同説明会の定期化や IR イベントへの参加等を通し、代表取締役が業績や経営方針を説明することを積極的に検討しております。	あり
アナリスト･機関投資家向けに定期的説明会を実施	アナリスト･機関投資家向けに定期的に説明会を開催しております。	あり
IR 資料をホームページ掲載	当社ウェブサイト内に IR ページを開設し、決算短信、適時開示資料、有価証券報告書、各種説明資料等を掲載しております。	
IR に関する部署(担当者)の設置	経営管理本部に IR 担当者を配置しております。	

３．ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
環境保全活動､CSR 活動等の実施	社会の一員として、今後検討すべき課題と認識しております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社は、株主、投資家をはじめとする全てのステークホルダーに対して、会社情報を提供することは上場企業としての責務であり､この責務を果たすことが健全な証券市場を担う一員として必須であるうえに､会社情報の提供により会社を社会の厳しい目に晒すことで､自らの経営改善につなげることができるとの認識から、これを重要な経営課題の一つと捉え、常にステークホルダーの視点に立ち、迅速・正確・公平な会社情報の提供に積極的かつ継続的に取組んでいく方針です。

Ⅳ．内部統制システム等に関する事項

１．内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、取締役会において、「内部統制システムの整備に関する基本方針」を決議し、以下のとおり内部統制システムの整備に関する基本方針を定め、体制の整備・運用をしております。

１．取締役、使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(1)全役職員が法令遵守はもとより、誠実かつ公正な企業行動を通じて社会的な責任を果たしていくことを明確にするとともに、役職員に周知徹底させております。

(2)コンプライアンス体制ならびにリスク管理体制の充実、徹底を図るため、「リスク・コンプライアンス委員会」において、リスクあるいはコンプライアンス上の重要な問題を審議し、その結果を取締役会に適宜報告しております。

(3)「リスク・コンプライアンス委員会」はコンプライアンス体制を定着させるための日常的活動を通じ、コンプライアンスの実効性の確保に努めております。

(4)コンプライアンスの状況について、内部監査を実施しております。

２．取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

(1)「文書管理規程」等の社内規程に従い、取締役の職務執行に係る情報について、文書または電磁的媒体に記録し、保存しております。

(2)個人情報を含む情報資産を適切に保護するための対策を実施し、情報資産の管理を徹底しております。

(3)ディスクロージャー体制の強化により、迅速な情報開示に努めるとともに、経営の健全性と透明性を確保しております。

３．損失の危険の管理に関する規程その他の体制

(1)「リスク・コンプライアンス委員会」はリスク管理全体を統括する組織として、内部統制と一体化した全社的なリスク管理体制の構築、整備を行っております。

(2)不測の事態が発生した場合には速やかに「リスク・コンプライアンス委員会」を召集し、迅速かつ適切な対応を行い、損失・被害を最小限に止めるとともに、再発防止対策を講じることとしております。

４．取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

(1)定例取締役会を毎月１回開催するほか、機動的に意思決定を行うために、適宜、臨時取締役会を開催し、経営の基本方針・戦略の策定、重要業務の執行に関する決定及び業務執行の監督等を行っております。

(2)中期経営計画により、中期的な基本戦略、経営指標を明確化するとともに、年度毎の利益計画に基づき、目標達成のための具体的な諸施策を実行しております。

５．監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及びその使用人の取締役からの独立性に関する事項

(1)監査役（会）が必要とした場合、監査役の職務を補助する使用人を置くこととしております。

(2)監査役（会）の職務を補助する使用人の任命・異動等人事に関する事項については、監査役（会）の意見を尊重した上で行うものとし、指揮命令等について当該使用人の取締役からの独立性を確保することとしております。

６．取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他監査役への報告に関する体制

(1)取締役及び使用人は、会社に重大な損失を与える事項が発生し又は発生する恐れがあるとき、役職員による違法又は不正な行為を発見したとき、その他監査役（会）が報告すべきものと定めた事項が生じたときは、速やかに監査役（会）に報告することとしております。

(2)監査役は、定例重要会議への出席または不定期の会議等において、経営の状態、事業遂行の状況、財務の状況、内部監査の実施状況、リスク管理及びコンプライアンスの状況等の報告を受けることができます。

７．前記６の報告を行った者が当該報告を行ったことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

「内部通報規程」に従い、内部通報制度を整備するとともに、監査役への報告を行った当社の役職員に対し、当該報告を行ったことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社の役職員に対して周知徹底しております。

８．当社の監査役の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役は、会計監査人や弁護士への相談に係る費用を含め、職務の執行に必要な費用を会社に請求することができ、会社は当該請求に基づき支払います。

９．その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

(1)監査役は、重要な意思決定及び業務の執行状況を把握するために、取締役会など重要な会議に出席するとともに、稟議書その他重要な業務執行に関する文書を閲覧し、必要に応じて取締役または使用人にその説明を求めることができます。

(2)監査役（会）は、会計監査人、内部監査部門と監査上の重要課題等について意見・情報交換し、互いに連携して会社の内部統制状況を監視しております。

10．財務報告の信頼性を確保するための体制

(1)金融商品取引法その他の法令に基づき、内部統制の有効性の評価、維持、改善等を行い、適切に「内部統制報告書」を作成・提出します。

(2)当社の各部門は、自らの業務の遂行にあたり、職務分離による牽制、日常的モニタリング等を実

施し、全社的な統制活動及び各業務プロセスの統制活動を強化します。

11. 反社会的勢力への対応

(1)関係規程、マニュアル等を整備し、経営管理本部 人事総務部を統括部署として、反社会的勢力の排除を推進しております。

(2)反社会的勢力からの不当要求に備え、平素から所轄警察署や顧問弁護士など、外部専門機関との密接な連携関係を構築しております。

２．反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

１．基本的考え方

当社は、コンプライアンスの推進により社会的責任を果たすとともに、信頼の確保と企業・ブランド価値の向上、ひいては業績の向上を目指すという、コンプライアンス経営を標榜しており、その一環として反社会的勢力との取引排除について、社長以下全員が一丸となって反社会的勢力とは取引を含め一切関係を持たない、また、反社会的勢力による不当な要求には一切応じないとの決意で、取り組む考えです。

２．整備状況

「コンプライアンス規程」及び「反社会的勢力対策管理規程」を整備し、反社会的勢力との関係遮断を明文化するとともに、取扱要領・マニュアルにおいて、統括部署（人事総務部）や、情報収集、警察、弁護士等の外部専門機関との連携など、当社として取るべき対応などを具体的に定めております。

３．取り組み状況

当社では、統括部署の責任者が「公益財団法人 暴力団追放運動推進都民センター」が主催するセミナーに参加し、その内容をフィードバックすべく社内で研修を実施するなど、反社会的勢力の排除の重要性・必要性について、周知徹底を図っております。また、同センターの賛助会員に入会して、反社会的勢力の動向を把握することなどにより、対応力の向上を図っております。なお、取引先について、新規の場合はすべて、既存の場合は基準日（年１回）と基準額を設定し、外部調査機関等を利用して情報収集を行い、所定のチェックリストにより調査を行っております。取引先との間で締結する基本契約書には取引先が反社会的勢力であることが判明した場合には、契約を解除できる旨のいわゆる「暴力団排除条項」を盛込んでおります。

Ⅴ．その他

１．買収防衛策導入の有無

買収防衛策導入	なし

該当項目に関する補足説明

該当事項はありません。

２．その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

該当事項はありません。

【模式図(参考資料)】

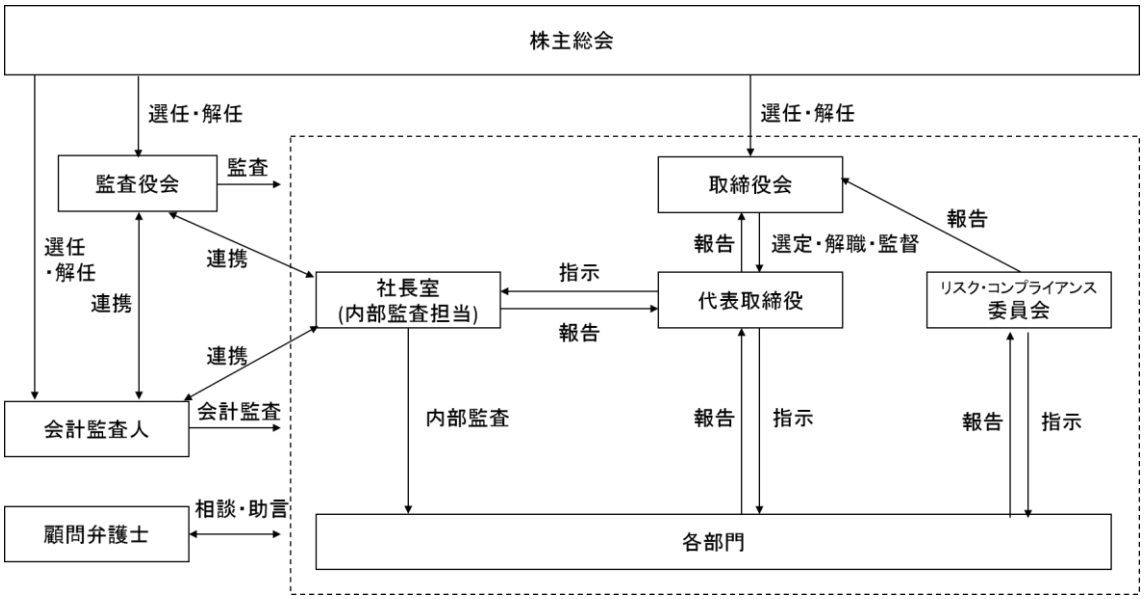

【適時開示体制の概要（模式図)】

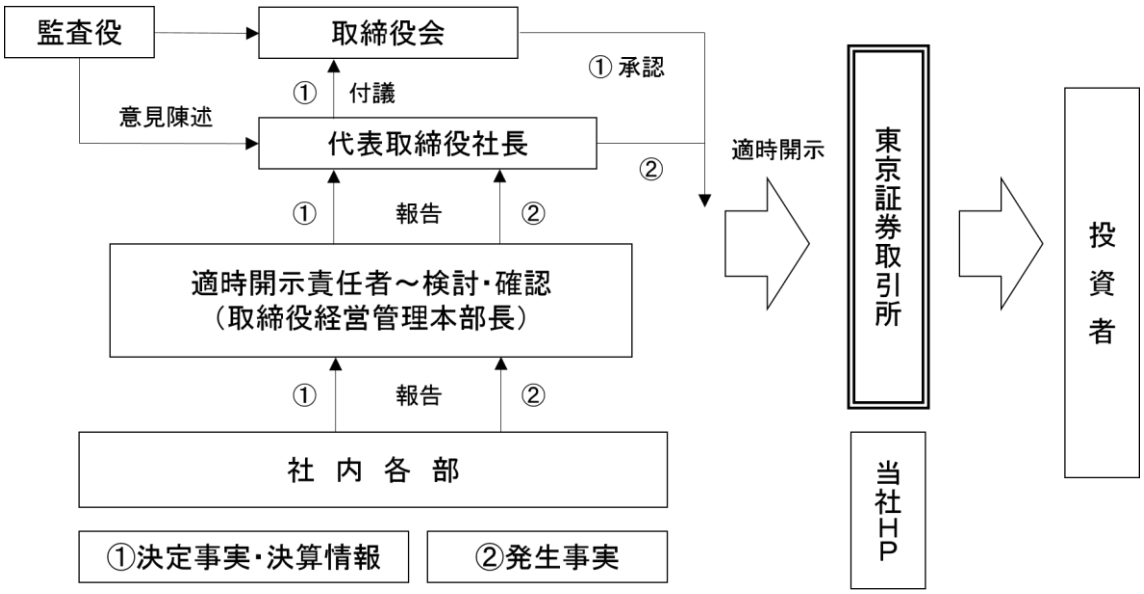

以上